

議案第1号

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を知事の補助機関である職員及びその管理に属する行政機関の長に委任する規則について

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を知事の補助機関である職員及びその管理に属する行政機関の長に委任する規則を別紙のとおり定める。

平成23年3月9日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を知事の補助機関である職員及びその管理に属する行政機関の長に委任する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を知事の補助機関である職員及びその管理に属する行政機関の長に委任することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(委任)

第2条 沖縄県立博物館・美術館の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務を沖縄県部等設置条例（昭和47年沖縄県条例第32号）第2条第8号の規定により設置される文化観光スポーツ部の長（以下「部長」という。）に委任する。ただし、沖縄県立博物館・美術館管理規則（平成19年沖縄県教育委員会規則第1号）第2条第3項ただし書の規定による認定に関する事務にあっては、知事が定める沖縄県立博物館・美術館の組織に関する規則の規定により設置される館長に委任する。

(1) 沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）及び沖縄県立博物館・美術館管理規則（以下「条例等」という。）の改正及び廃止に関すること。

(2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第21条及び沖縄県立博物館・美術館管理規則第12条第1項の規定による博物館・美術館協議会の委員の任免に関すること。

(合議等)

第3条 前条の規定により事務の委任を受ける者は、当該事務の執行について、この規則以外の教育委員会規則その他の規程により教育委員会又はその補助職員に対し、合議、協議、報告等（以下「合議等」という。）を要する定めのある事務については、合議等を行わなければならない。

2 前条の規定にかかわらず、委任された事務に関し、重要かつ異例の事態が生じたときは、あらかじめ、その処理方針について、教育委員会の承認を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際条例等の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に条例等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては部長に委任されることとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、部長がした処分その他の行為又は部長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(沖縄県教育庁組織規則の一部改正)

3 沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第8号を次のように改める。

(8) 博物館・美術館に関すること（沖縄県教育委員会の権限事務の一部を知事の補助機関である職員及びその管理に属する行政機関の長に委任する規則（平成23年沖縄県教育委員会規則第 号）により委任される事務に関するものを除く。）。

(沖縄県立教育機関組織規則の一部改正)

4 沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）」を削る。

第4条を削り、第4条の2を第4条とする。

第6条を削る。

第7条第1項中「、博物館・美術館」を削り、同条を第6条とする。

第8条を削り、第9条を第7条とする。

第9条の2の表中「博物館・美術館」を削り、同条を第8条とする。

第10条を第9条とし、第11条を第10条とし、第11条の2を第11条とする。

第12条第1項中「及び博物館・美術館」を削る。

第21条を第23条とし、第20条を第22条とし、第19条を第21条とする。

第18条中「第7条から第16条まで」を「第6条から第18条まで」に改め、同条の表中

	学芸員	上司の命を受け、博物館・美術館の専門的事務に従事する。	及び
	学芸員補	上司の命を受け、学芸員の職務を助ける。	を削り、同条

を第20条とする。

第17条を第19条とする。

第16条中「第7条」を「第6条」に改め、同条を第18条とする。

第15条を第17条とし、第14条を第16条とし、第13条を削り、第12条の4を第15条とする。

第12条の3第1項中「、博物館・美術館」を削り、同条を第14条とする。

第12条の2を第13条とする。

(沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部改正)

- 5 沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「沖縄県立博物館・美術館、沖縄県立埋蔵文化財センター、」を「沖縄県立埋蔵文化財センター及び」に改める。

規則案の概要説明

部課名 教育庁総務課

1 制定を必要とする規則の名称

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を知事の補助機関である職員及びその管理に属する行政機関の長に委任する規則

2 制定の経緯及び必要性

平成23年度から沖縄県教育委員会の職務権限に属する文化に関する事務（文化財の保護を除く。）を、知事が管理し、及び執行することとなることに併せて、沖縄県立博物館・美術館の管理に関する事務を文化観光スポーツ部長に、沖縄県立博物館・美術館管理規則に規定する館長の行う事務を沖縄県立博物館・美術館の組織に関する規則の規定により設置される館長に委任する必要がある。

3 制定案の概要

- (1) 沖縄県立博物館・美術館の管理に関する事務のうち、沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例及び沖縄県立博物館・美術館管理規則の改正及び廃止、博物館法第21条及び沖縄県立博物館・美術館管理規則第12条の規定による博物館・美術館協議会委員の任免を除いた事務を文化観光スポーツ部長に委任する。（第2条）
- (2) 沖縄県立博物館・美術館管理規則に規定する館長の行う事務を沖縄県立博物館・美術館の組織に関する規則の規定により設置される館長に委任する。（第2条）
- (3) 事務の委任を受ける者が、当該事務の執行にあたって、教育委員会又はその補助職員に対してしなければならない合議等について定める。（第3条）
- (4) この規則は、平成23年4月1日から施行し、必要な経過措置を設ける。（附則第1項及び第2項）
- (5) 沖縄県教育庁組織規則、沖縄県立教育機関組織規則及び沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部を改正する。（附則第3項から第5項まで）

4 添付資料

根拠法令等の参照条文

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）新旧対照表

改 正 案 現 行

（文化課の分掌事務）

第11条 文化課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 芸術文化に関すること。
- (2) 文化財に関すること。
- (3) 文化関係団体にすること。
- (4) 美術品としての銃砲刀剣類の登録に関すること。
- (5) 著作権に関すること。
- (6) 博物館に関すること。
- (7) 埋蔵文化財センターに関すること。
- (8) 博物館・美術館にすること（沖縄県教育委員会の権限事務の一部を知事の補助機関である職員及びその管理に属する行政機関の長に委任する規則（平成23年沖縄県教育委員会規則第1号）により委任される事務に関するものを除く。）。

- (9) 琉球歴史及び沖縄県史の資料の収集、編集及び発行に関すること。
- (10) 琉球歴史及び沖縄県史の史料の調査研究及び史料の活用に関すること。
- (11) その他文化振興に関すること。

（文化課の分掌事務）

第11条 文化課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 芸術文化に関すること。
- (2) 文化財に関すること。
- (3) 文化関係団体にすること。
- (4) 美術品としての銃砲刀剣類の登録に関すること。
- (5) 著作権に関すること。
- (6) 博物館に関すること。
- (7) 埋蔵文化財センターに関すること。
- (8) 博物館・美術館にすること。

- (9) 琉球歴史及び沖縄県史の資料の収集、編集及び発行に関すること。
- (10) 琉球歴史及び沖縄県史の史料の調査研究及び史料の活用に関すること。
- (11) その他文化振興に関すること。

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）</u>及び<u>沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）</u>に規定する教育機関の組織及び分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）</u>、<u>沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）</u>及び<u>沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）</u>に規定する教育機関の組織及び分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(博物館・美術館)</p> <p>第4条 <u>沖縄県立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）</u>に、次の班を置く。</p> <p><u>総務班</u> <u>博物館班</u> <u>美術館班</u></p> <p>2 <u>博物館・美術館の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>総務班</u></p> <p>(1) <u>予算、決算その他会計事務に関すること。</u></p> <p>(2) <u>公印の管守に関すること。</u></p> <p>(3) <u>職員の勤務及び福利厚生に関すること。</u></p> <p>(4) <u>博物館・美術館協議会に関すること。</u></p> <p>(5) <u>指定管理者との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(6) <u>他班の所掌に属さない事務に関すること。</u></p> <p><u>博物館班</u></p> <p>(1) <u>博物館・美術館の博物館施設に係る資料（以下「博物館資料」という。）の収集、保管及び展示に関すること。</u></p> <p>(2) <u>博物館資料の利用に関すること。</u></p> <p>(3) <u>博物館施設及びその他施設の利用に関すること。</u></p> <p>(4) <u>博物館資料の調査研究に関すること。</u></p> <p>(5) <u>博物館資料の目録、図録、案内書、解説書、調査研究報告書の作成及び頒布に関すること。</u></p> <p>(6) <u>博物館資料についての講演会、講習会、研究会、研究会等の開催に関すること。</u></p> <p>(7) <u>他の博物館等との相互協力に関すること（美術館班が分掌して処理することが適当であると認められるものを除く。）。</u></p> <p>(8) <u>教育、学術又は文化に関する施設への協力及びその活動の支援に関すること（美</u></p>

<p>美術班が分掌して処理することが適当であると認められるものを除く。)</p>	<p>美術班</p>
<p>(1) 博物館・美術館の美術施設に係る資料（以下「美術館資料」という。）の収集、保管及び展示に関すること。</p>	<p>(1) 博物館・美術館の美術施設に係る資料（以下「美術館資料」という。）の収集、保管及び展示に関すること。</p>
<p>(2) 美術館資料の利用に関すること。</p>	<p>(2) 美術館資料の利用に関すること。</p>
<p>(3) 美術館施設の利用に関すること。</p>	<p>(3) 美術館施設の利用に関すること。</p>
<p>(4) 美術館資料の調査研究に関すること。</p>	<p>(4) 美術館資料の調査研究に関すること。</p>
<p>(5) 美術館資料の目録、図録、案内書、解説書、調査研究報告書等の作成及び頒布に関すること。</p>	<p>(5) 美術館資料の目録、図録、案内書、解説書、調査研究報告書等の作成及び頒布に関すること。</p>
<p>(6) 美術館資料についての講演会、講習会、映写会、研究会等の開催に関すること。</p>	<p>(6) 美術館資料についての講演会、講習会、映写会、研究会等の開催に関すること。</p>
<p>(7) 他の博物館等との相互協力に関すること（美術班が分掌して処理することが適当であると認められるものに限る。）。</p>	<p>(7) 他の博物館等との相互協力に関すること（美術班が分掌して処理することが適当であると認められるものに限る。）。</p>
<p>(8) 教育、学術又は文化に関する施設への協力及びその活動の支援に関すること（美術班が分掌して処理することが適当であると認められるものに限る。）。</p>	<p>(8) 教育、学術又は文化に関する施設への協力及びその活動の支援に関すること（美術班が分掌して処理することが適当であると認められるものに限る。）。</p>
<p>(埋蔵文化財センター)</p>	<p>(埋蔵文化財センター)</p>
<p>第4条の2 沖縄県立埋蔵文化財センター（以下「埋蔵文化財センター」という。）に、次の班を置く。</p>	<p>第4条の2 沖縄県立埋蔵文化財センター（以下「埋蔵文化財センター」という。）に、次の班を置く。</p>
<p>総務班</p>	<p>総務班</p>
<p>調査班</p>	<p>調査班</p>
<p>2 埋蔵文化財センターの所掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>2 埋蔵文化財センターの所掌事務は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 予算、決算その他会計事務に関すること。</p>	<p>(1) 予算、決算その他会計事務に関すること。</p>
<p>(2) 公印の管守に関すること。</p>	<p>(2) 公印の管守に関すること。</p>
<p>(3) 施設設備の管理及び福利厚生に関すること。</p>	<p>(3) 施設設備の管理及び福利厚生に関すること。</p>
<p>(4) 職員の職務及び福利厚生に関する事項。</p>	<p>(4) 職員の職務及び福利厚生に関する事項。</p>
<p>(5) 発掘調査に要する嘱託員、作業員の雇用に関すること。</p>	<p>(5) 発掘調査に要する嘱託員、作業員の雇用に関すること。</p>
<p>(6) 他班の所掌に属さない事務に関すること。</p>	<p>(6) 他班の所掌に属さない事務に関すること。</p>
<p>調査班</p>	<p>調査班</p>
<p>(1) 埋蔵文化財の調査研究に関すること。</p>	<p>(1) 埋蔵文化財の調査研究に関すること。</p>
<p>(2) 埋蔵文化財及び埋蔵文化財に関する資料の収集、保存及び活用に関すること。</p>	<p>(2) 埋蔵文化財及び埋蔵文化財に関する資料の収集、保存及び活用に関すること。</p>
<p>(3) 埋蔵文化財に関する情報処理に関すること。</p>	<p>(3) 埋蔵文化財に関する情報処理に関すること。</p>
<p>(4) 埋蔵文化財に関する展示、広報及び講演会等に関する事項。</p>	<p>(4) 埋蔵文化財に関する展示、広報及び講演会等に関する事項。</p>
<p>(5) 埋蔵文化財及び埋蔵文化財に関する資料の貸出し及び利用に関すること。</p>	<p>(5) 埋蔵文化財及び埋蔵文化財に関する資料の貸出し及び利用に関すること。</p>
<p>(6) 埋蔵文化財の調査に関する指導及び研修に関すること。</p>	<p>(6) 埋蔵文化財の調査に関する指導及び研修に関すること。</p>
<p>(7) 史跡整備に関すること。</p>	<p>(7) 史跡整備に関すること。</p>
<p>(青少年の家)</p>	<p>(青少年の家)</p>
<p>第5条 沖縄県立石川青少年の家、沖縄県立玉城青少年の家、沖縄県立宮古青少年の家</p>	<p>第5条 沖縄県立石川青少年の家、沖縄県立玉城青少年の家、沖縄県立宮古青少年の家</p>

家及び沖繩県立石垣青少年の家（以下「青少年の家」という。）の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 予算、決算その他会計事務に関すること。
- (2) 公印の管守に関すること。
- (3) 施設、設備の管理に関すること。
- (4) 職員の服務及び福利厚生に関すること。
- (5) 樹木の保全育成に関すること。
- (6) 青少年の共同宿泊による生活指導及び技術指導に関すること。
- (7) 青少年の研修会、講習会、体育、レクリエーションその他社会教育活動に関すること。
- (8) 青少年教育の資料の収集、作成及び利用に関すること。
- (9) 青少年指導者の研修に関すること。
- (10) 前各号に定めるもののほか、青少年の家に必要な事務に関すること。

(職制等)

第6条 総合教育センター、図書館、埋蔵文化財センター及び青少年の家（以下「教育機関」という。）に、所長又は館長（以下「所長等」という。）を置く。

2 所長等は、上司の命を受け、当該教育機関が所掌する事務を掌理する。

第7条 総合教育センターに、教職研修総括及び学校支援総括を置く。

2 教職研修総括は、上司の命を受け、教科研修班、教育経営研修班及び特別支援教育班の事務を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。

3 学校支援総括は、上司の命を受け、理科研修班、産業教育班及びIT教育班の事務を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。

第8条 次の表の左欄に掲げる教育機関の班に、班長を置き、その職務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

教育機関名	職務
総合教育センター（総務班に限る。） 図書館 埋蔵文化財センター	上司の命を受け、班の事務を処理するとともに、班の事務について所長及び館長を補佐する。
総合教育センター（総務班を除く。）	上司の命を受け、班の事務を処理する。

第9条 教育機関に特に必要のあるときは、事務長を置くことができる。

2 事務長は、上司の命を受け、担任事務を処理する。

第10条 教育機関に、特に必要のあるときは、主査を置くことができる。

家及び沖繩県立石垣青少年の家（以下「青少年の家」という。）の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 予算、決算その他会計事務に関すること。
- (2) 公印の管守に関すること。
- (3) 施設、設備の管理に関すること。
- (4) 職員の服務及び福利厚生に関すること。
- (5) 樹木の保全育成に関すること。
- (6) 青少年の共同宿泊による生活指導及び技術指導に関すること。
- (7) 青少年の研修会、講習会、体育、レクリエーションその他社会教育活動に関すること。
- (8) 青少年教育の資料の収集、作成及び利用に関すること。
- (9) 青少年指導者の研修に関すること。
- (10) 前各号に定めるもののほか、青少年の家に必要な事務に関すること。

第6条 削除

(職制等)

第7条 総合教育センター、図書館、博物館・美術館・埋蔵文化財センター及び青少年の家（以下「教育機関」という。）に、所長又は館長（以下「所長等」という。）を置く。

2 所長等は、上司の命を受け、当該教育機関が所掌する事務を掌理する。

第8条 博物館・美術館に、副館長を置く。

2 副館長は、上司の命を受け、館長を補佐し、当該教育機関の事務を整理する。

第9条 総合教育センターに、教職研修総括及び学校支援総括を置く。

2 教職研修総括は、上司の命を受け、教科研修班、教育経営研修班及び特別支援教育班の事務を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。

3 学校支援総括は、上司の命を受け、理科研修班、産業教育班及びIT教育班の事務を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。

第9条の2 次の表の左欄に掲げる教育機関の班に、班長を置き、その職務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

教育機関名	職務
総合教育センター（総務班に限る。） 図書館 埋蔵文化財センター	上司の命を受け、班の事務を処理するとともに、班の事務について所長及び館長を補佐する。
総合教育センター（総務班を除く。） 博物館・美術館	上司の命を受け、班の事務を処理する。

第10条 教育機関に特に必要のあるときは、事務長を置くことができる。

2 事務長は、上司の命を受け、担任事務を処理する。

第11条 教育機関に、特に必要のあるときは、主査を置くことができる。

- 2 主査は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。
 第11条 総合教育センターに、特に必要のあるときは、主任研究主事を置くことができる。
- 2 主任研究主事は、上司の命を受け、学校教育に関する指導及び研究並びに重要な特定の事務を処理する。
 第12条 図書館に、特に必要があるときは、副参事を置くことができる。
- 2 副参事は、上司の命を受け、特定重要事項を処理する。
 第13条 教育機関に、特に必要があるときは、主幹を置くことができる。
 2 主幹は、上司の命を受け、重要な特定な事務を処理する。
 第14条 図書館及び埋蔵文化財センターに、特に必要があるときは、主任専門員を置くことができる。
- 2 主任専門員は、上司の命を受け、専門的業務を処理する。
 第15条 図書館に、特に必要のあるときは、主任司書を置くことができる。
 2 主任司書は、上司の命を受け、図書館の専門的業務を処理する。
- 第16条 青少年の家に、特に必要のあるときは、主任専門職員を置くことができる。
 2 主任専門職員は、上司の命を受け、青少年の家の専門的、技術的な指導に従事する。
- 第17条 図書館の分館に、分館長を置く。
 2 分館長は、上司の命を受け、分館の分掌事務を掌理する。
 第18条 第6条から前条までに規定する職には、それぞれ当該職の置かれる組織の名称を冠したものをもって当該職の名称とする。
 第19条 教育機関に置く職員は、事務職員、技術職員及びその他の職員とする。
 第20条 前条に規定する職員の職及び職務は、第6条から第18条までに定めるもののほか、次の表のとおりとする。

職員	職	職務
事務職員	研究主事 専門員 専門職員	上司の命を受け、指導及び研究に従事する。 上司の命を受け、専門的業務に従事する。 上司の命を受け、青少年の家の専門的、技術的な指導に従事する。
	副主査 司書	上司の命を受け、担任業務を分掌する。 上司の命を受け、図書館の専門的業務に従事する。
	主任	上司の命を受け、業務を分掌する。

- 2 主査は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。
 第11条の2 総合教育センターに、特に必要のあるときは、主任研究主事を置くことができる。
- 2 主任研究主事は、上司の命を受け、学校教育に関する指導及び研究並びに重要な特定の事務を処理する。
 第12条 図書館及び博物館・美術館に、特に必要があるときは、副参事を置くことができる。
- 2 副参事は、上司の命を受け、特定重要事項を処理する。
 第12条の2 教育機関に、特に必要があるときは、主幹を置くことができる。
 2 主幹は、上司の命を受け、重要な特定な事務を処理する。
 第12条の3 図書館、博物館・美術館及び埋蔵文化財センターに、特に必要があるときは、主任専門員を置くことができる。
- 2 主任専門員は、上司の命を受け、専門的業務を処理する。
 第12条の4 図書館に、特に必要のあるときは、主任司書を置くことができる。
 2 主任司書は、上司の命を受け、図書館の専門的業務を処理する。
 第13条 博物館・美術館に、特に必要のあるときは、主任学芸員を置くことができる。
 2 主任学芸員は、上司の命を受け、博物館・美術館の専門的業務を処理する。
 第14条 青少年の家に、特に必要のあるときは、主任専門職員を置くことができる。
 2 主任専門職員は、上司の命を受け、青少年の家の専門的、技術的な指導に従事する。
- 第15条 図書館の分館に、分館長を置く。
 2 分館長は、上司の命を受け、分館の分掌事務を掌理する。
 第16条 第7条から前条までに規定する職には、それぞれ当該職の置かれる組織の名称を冠したものをもって当該職の名称とする。
 第17条 教育機関に置く職員は、事務職員、技術職員及びその他の職員とする。
 第18条 前条に規定する職員の職及び職務は、第7条から第16条までに定めるもののほか、次の表のとおりとする。

職員	職	職務
事務職員	研究主事 専門員 専門職員	上司の命を受け、指導及び研究に従事する。 上司の命を受け、専門的業務に従事する。 上司の命を受け、青少年の家の専門的、技術的な指導に従事する。
	副主査 司書 学芸員	上司の命を受け、担任業務を分掌する。 上司の命を受け、図書館の専門的業務に従事する。 上司の命を受け、博物館・美術館の専門的業務に従事する。
	主任	上司の命を受け、業務を分掌する。

技術職員	主事	上司の命を受け、事務に従事する。
	主任	上司の命を受け、技術を分掌する。
	技師	上司の命を受け、技術に従事する。
その他の職員	司書補	上司の命を受け、司書の職務を助ける。
	運転士	上司の命を受け、運転業務に従事する。
	用務員	上司の命を受け、単純な業務に従事する。

(職員数)

第21条 教育機関別の職員数は、教育長が定める。

(臨時又は非常勤の職員)

第22条 教育機関には、必要に応じ、臨時又は非常勤の職員を置くことができる。

(教育長への委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

主事	上司の命を受け、事務に従事する。
技術職員	副主査 上司の命を受け、担任業務を分掌する。 主任 上司の命を受け、技術を分掌する。 技師 上司の命を受け、技術に従事する。
その他の職員	司書補 上司の命を受け、司書の職務を助ける。 学芸員補 上司の命を受け、学芸員の職務を助ける。 運転士 上司の命を受け、運転業務に従事する。 用務員 上司の命を受け、単純な業務に従事する。

(職員数)

第19条 教育機関別の職員数は、教育長が定める。

(臨時又は非常勤の職員)

第20条 教育機関には、必要に応じ、臨時又は非常勤の職員を置くことができる。

(教育長への委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則（昭和47年教育委員会規則第22号）新旧対照表	現	行
改	正	案
<p>(各機関の職員の勤務時間)</p> <p>第4条 沖縄県教育庁教育事務所、実習船運営事務所及び沖縄県立総合教育センターに勤務する職員（実習船運営事務所に勤務する職員であって沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）別表第3に規定する海事職給料表の適用を受ける職員（以下「海事職給料表適用者」という。）を除く。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、各機関の運営等の必要に応じ、各機関の長が定める。</p> <p>2 沖縄県立図書館、沖縄県立埋蔵文化財センター及び沖縄県立青少年の家に勤務する職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、各機関の運営等の必要に応じ、各機関の長が定める。</p> <p>3 実習船運営事務所に勤務する職員（海事職給料表適用者に限る。）の勤務時間は、毎52週間につき1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、教育長が別に定めるところにより実習船運営事務所長が定める。</p> <p>4 第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間は、前3項の規定にかかわらず、当該育児短時間勤務等の内容に従い各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは、各機関の長が定める。</p> <p>5 第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する再任用短時間勤務職員の勤務時間は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは、各機関の必要に応じ、各機関の長が定める。</p> <p>6 第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する任期付短時間勤務職員の勤務時間は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは、各機関の必要に応じ、各機関の長が定める。</p>	<p>(各機関の職員の勤務時間)</p> <p>第4条 沖縄県教育庁教育事務所、実習船運営事務所及び沖縄県立総合教育センターに勤務する職員（実習船運営事務所に勤務する職員であって沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）別表第3に規定する海事職給料表の適用を受ける職員（以下「海事職給料表適用者」という。）を除く。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、各機関の運営等の必要に応じ、各機関の長が定める。</p> <p>2 沖縄県立図書館、沖縄県立埋蔵文化財センター及び沖縄県立青少年の家に勤務する職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、各機関の運営等の必要に応じ、各機関の長が定める。</p> <p>3 実習船運営事務所に勤務する職員（海事職給料表適用者に限る。）の勤務時間は、毎52週間につき1週間当たり38時間45分とし、勤務時間の割り振りは、教育長が別に定めるところにより実習船運営事務所長が定める。</p> <p>4 第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間は、前3項の規定にかかわらず、当該育児短時間勤務等の内容に従い各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは、各機関の長が定める。</p> <p>5 第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する再任用短時間勤務職員の勤務時間は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは、各機関の必要に応じ、各機関の長が定める。</p> <p>6 第1項及び第2項に掲げる機関に勤務する任期付短時間勤務職員の勤務時間は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で各機関の長が定め、勤務時間の割り振りは、各機関の必要に応じ、各機関の長が定める。</p>	